

1. 議事日程第1号

(平成23年第1回大口町議会臨時会)

平成23年1月19日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第6号)及び議案第2号 大口
橋架替工事(上部工)請負契約について(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
10番	齊木一三	11番	吉田正輝
12番	木野春徳	13番	倉知敏美
14番	酒井久和	15番	宇野昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森進	副町長	大森滋
教育長	長屋孝成	地域協働部長	近藤定昭
健康福祉部長	村田貞俊	建設部長	野田透
総務部長	小島幹久	生涯教育部長	三輪恒久
会計管理者	星野健一	町民安全課長	前田正徳

建設農政課長	鵜飼 嗣 孝	都市整備課長	渡 邊 俊 次
行政課長	江 口 利 光	政策推進課長	社 本 寛
学校教育課長	近 藤 孝 文	生涯学習課主幹	櫻 井 敬 章

6 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	河 合 俊 英	議 会 事 務 局 長 次	佐 藤 幹 広
--------	---------	------------------	---------

開会及び開議の宣告

議長（酒井久和君） ただいまから平成23年第1回大口町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（酒井久和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番 土田進議員、10番 齊木一三議員を指名いたします。

会期の決定

議長（酒井久和君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

議長（酒井久和君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の11月分について報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第1号及び議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（酒井久和君） 日程第4、議案第1号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第6号）及び議案第2号 大口橋架替工事（上部工）請負契約についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきます。今回上程をさせていただきます。議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第1号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第6号）であります。歳入歳出それぞれ3,167万1,000円を増額し、総額78億8,671万円とするものであります。

次に、議案第2号 大口橋架替工事（上部工）請負契約についてであります。大口橋架替工事（上部工）の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案についての提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第1号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第6号）について、その内容の説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入、款9.地方交付税、項1.地方交付税、目1.地方交付税の特別交付税2,167万1,000円を増額であり、特別交付税の12月分の交付決定額を追加計上するものであります。

次に、款13.国庫支出金、項2.国庫補助金、目5.総務費国庫補助金1,000万円は、国の緊急総合経済対策である地域活性化交付金の、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金制度創設により、新たに計上するものです。

次に、歳出です。1枚めくっていただきます。

9ページ、10ページですが、款6.農業費、項1.農業費、目3.農業振興費15万9,000円を増額は、旧北小学校が借りていた農地を、引き続き「ふれあい農園」として住民の方に利用してもらうこととなったため、その看板を設置する工事費と、リサイクルセンター敷地内で試行していた草の堆肥化について堆肥のめどがついたので、その成分分析を行うための委託料でございます。

次に、款8.土木費、項2.道路橋りょう費、目1.道路橋りょう維持整備費500万円については、12月定例会でお認めいただいた大口橋架替工事が、きめ細かな交付金の対象事業となるため、財源補正をするものです。同じく、項4.都市計画費、目4.公園費73万3,000円は、堀尾跡公園水景施設のポンプが、点検の結果不良と判明し、花見の時期までに修繕するため、追加計上するものです。

次に、款9.消防費、項1.消防費、目2.消防施設費については、小口下山伏地内の民地にある

防火水槽用地と普通財産を交換することに伴う登記事務委託料31万5,000円と、22年度中に舗装工事を予定している仲沖地内の消火栓設置に伴う丹羽広域への負担金116万9,000円を計上するものです。

次に、11ページ、12ページをお願いいたします。

款10.教育費、項1.教育総務費、目3.学校施設整備事業基金費2,000万円は、今回の補正における歳入歳出額を考慮し、南小建設等の学校施設整備に備えるため積み立てるものです。同じく、項5.社会教育費、目3.図書館費1,128万5,000円については、23年9月末でリース期間が満了する図書館情報システムの更新を、来年度当初に予算計上して実施する予定でありましたが、今回、住民生活に光をそそぐ交付金の対象事業となることから、前倒しし、23年度にまたがって執行いたします。

次に、戻りますが、3ページをお願いします。

第2表 繰越明許費として、今回計上しました図書館運営事業費1,128万5,000円全額を計上しております。

11ページ、12ページにお戻りください。

款14.予備費、項1.予備費、目1.予備費199万円の減額は、今回の補正における歳入歳出額及び今後の予算執行を考慮し、減額するものです。

以上で、議案第1号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第6号)について提案説明を終わります。

続きまして、議案第2号 大口橋架替工事(上部工)請負契約について、その内容の説明をさせていただきます。

この議案については、去る1月13日入札執行いたしました結果、議会の議決を求める案件となりましたので、今臨時会に議案としてお願いするものであります。

工事の概要といたしましては、大口橋のかけかえ工事の上部工で、さきの12月定例会において、一般会計補正予算(第5号)で追加補正させていただいたものであります。

次に、契約の内容であります。

1.契約の目的、大口橋架替工事(上部工)。2.契約の方法、指名競争入札。3.契約金額6,930万円。4.契約の相手方、丹羽郡大口町さつきヶ丘二丁目238番地、丸周建設株式会社代表取締役 近藤義則。5としまして、工期であります。契約の翌日から250日間であります。

なお、参考資料としまして、別添に入札執行の資料を添付させていただいております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長(酒井久和君) 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

会議の途中ですが、9時55分まで、議案精読のため休憩といたします。

(午前 9時43分)

議長(酒井久和君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前 9時55分)

議長(酒井久和君) これより議案に対する質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までとなっております。御了承をお願いいたします。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第1号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第6号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 地方交付税の特別交付税が2,167万1,000円追加されておりますが、思いもかけない多額の特別交付税の追加であります。どういうことでこういう交付になったのか御説明がいただきたいと思っております。

それから、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金、それぞれの趣旨を御説明がいただきたいと思っております。

それから、図書館の運営事業費の方ですけれども、1,128万5,000円、当初予算で組もうと思っていたけれども、交付金などがあつたので繰り上げて予算化をしたということでありましてけれども、情報システム等のリース期間が過ぎたということですのでけれども、その内容等、もう少し詳しく御説明がいただきたいと思っております。以上です。

議長(酒井久和君) 政策推進課長。

政策推進課長(社本 寛君) 田中議員から、特別交付税、それから地域活性化交付金について御質問いただきました。

まず、特別交付税につきましては、毎年10月から11月ごろに特別交付税の対象となる調査がございます。これで毎年同じような数字を出しておるんですが、今回、今まで12月交付がなかったものが交付がされたということでして、その内容につきましては、2,400万円のうち、ほぼ半額の1,300万円ほどが児童クラブ等の運営費の中から補助金を引いた額についての数字を出したものがほぼ算入されていると。それから、あと小口城址の発掘調査、そういったものの補助金を抜いた額、それから町長選を臨時に行いました。そういった経費がその中に盛り込

まれております。

なお、今お話をいたしました町長選以外のものにつきましては、特別交付税のうち、除雪だとか災害等に回るものが多額な場合には、こういったものについては見ることができるという表記がされていますので、今年度につきましては、特別交付税の交付枠が残ったものなのかなあというふうに推測をしております。特別交付税については以上です。

それから、地域活性化交付金につきましては、今回、きめ細かな交付金という、昨年に引き続いた経済対策関係のものに加えて、「住民生活に光をそそぐ」という新たな項目ができております。

きめ細かな交付金につきましては、観光地等における電線の地中化、それから道水路等の整備、これはハードにかかわらずソフトについても利用可能ということで、国においては総額2,500億円。このうち、今回一時交付で2,300億円。2,300億円のうち市町村に1,500億円と都道府県に800億円ということで交付をされたものです。市町村につきましては、交付税等の数値、人口とか面積、そういったものを算定根拠として交付をされておりますが、ただ大口町の場合は、不交付団体ですので、基準財政需要額と基準財政収入額等の差額分が計算から差し引かれまして、最低の500万円という額が本町に交付をされております。

それから、住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、これは総理及び新たに大臣になられました片山総務大臣の知事当時の経験に基づくものというふうにお聞きをしておりますけれど、行政の中で、これは住民生活に非常に密接なだけけれど、なかなかそこに予算の回らないものに使ってもらいたいということで、「住民の生活に光をそそぐ」という名称がつけられたようです。これについては1,000億円。一時交付は先ほどと同様に500億円。これは半額一時交付をして、まず各団体から事業を提出して、残り500億円については、よりソフト事業に、かつ緊急性の高いものに追加で交付がされるという制度のようです。

内容につきましては、消費者行政、それからDV対策、自殺予防、自立支援といったような住民の生活に身近なところですね、先ほどお話をした、そういったものに使っていただきたいという交付金の内容です。

本町につきましては、その中に図書館等のメニューもございましたので、先ほど総務部長の方からお話をしました、来年度に予定をしておいた事業を前倒しして予算措置をし、繰越明許をして、23年にまたがって執行することで、余裕をもって業者選定を行いながら図書館の整備を行いたいという形で予算措置をしております。以上です。

議長（酒井久和君） 図書館長。

生涯学習課主幹（櫻井敬章君） 今、田中議員の方から、図書館情報システムのことを御質問いただきました。

平成19年4月から、長期契約により業者と23年9月30日まで契約をしていたリースが切れる関係上、今回、当初で予定をしておりましたが、今回の交付金により委託料で行いたいということで提案させていただきました。よろしくをお願いします。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 今、特別交付税のことで説明があったわけですが、私も議員必携を見てまして、253ページには特別交付税のことが書いてあるんですが、この特別交付税については、普通交付税の基準財政需要額に算定されない財政需要とか災害など特別な財政需要があったこと及び財政収入が減少したことなどの事情に対して交付されるというふうに書いてあるんですね。そういうことからすると、まず特別交付税をどのように申請をするのかということで、毎年申請は出しておるんだけど、年々減らされていっているというのが多分実情だと思うんだけど、ことしはその分が何か知らんけれども、ぽこんと出てきたというような御説明であったというふうに私は今認識したわけですが、ちょっと注目すべきは、その児童クラブの事業費に対して特別交付税化されたということが、今、答弁ありましたよね。要するに、補助金を抜いた部分ということですので、一カ所たしか130万円ぐらいだったですか、児童クラブに対する補助金。多分そのぐらいだと思うんですね。それを除いた分に対して特別交付税化されたということですので、だとすれば、これは児童クラブ等々のところでこの特別交付税というものは使っていきべきじゃないかなあというふうに思うんです。それが反映されたんじゃないかという認識があるんだしたら、なぜその部分で使わなかったのかということをお尋ねしたいわけですよ。というのは、この特別交付税の中に、災害など特別な財政需要があったこと及び財政収入が減少したことなどの事情に対して交付されるというふうに書いてあるわけですので、要するに災害などの特別な財政需要があったことなのか、それとも基準財政需要額に算定されない財政需要があったのかという、この二つのうち一つですので。ということになってくると、これは児童クラブの事業費の補助金を差引いたところに対して特別交付税が入ってきているのであれば、そこへ私は使うべきじゃないかというふうに思うんです。これは、そういう意味では一般財源ということになっているのかもしれませんが、しかし、そういうことがわかっているんだとすれば、これは特別な財源として、この部分については私は扱ってもいいんじゃないかというふうに思うんです。

例えば、児童クラブ等々見てきていただくとわかるんだけど、古いところもあるわけですが、げた箱もいつやら取りかえてもらったりなんかしましたけれども、しかし長靴は入らないですよ。雪降ってね、長靴がちょっと入るようなげた箱じゃなかったりするわけです。

よ。だとするならば、そういう現場の声だとか、そういうものを私はこの中で反映させて、せっかく国からそういうお金がいただけるわけだから、そういうところにお金を使うべきじゃなかったかなあというふうに思うんですよ。しかし、今の補正予算を見ると、一体これはどこへ使われていったのかということが、実ははっきりしていないんですよ。推測できるのは、学校設備の基金の方に現実的には振り向けちゃったのかなあというふうに思うんですけども、それだと、ちょっと私はこれ使い道としてはおかしいんじゃないかなあというふうに思うんですけども、今の御説明からするとね。そこら辺はどういうふうに考えてみえるのか、ぜひお尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから、あと「住民生活に光をそそぐ交付金」というものの中には、消費者対策だとか自殺対策などが含まれるということですけども、今、13年も連続して3万人以上の自殺者ですよ。私、9月の決算の質問のときにも指摘させてもらいましたが、「大口町の保健」という冊子がありますけれども、その中に、平成21年度に大口町で自殺された人は4人もお見えになると。それから、丹羽広域事務組合の救急出動の中で見ると、自損行為というのがあるんですけども、これは救急車の出動回数の統計ですけども、自損行為というのは、自分の体を自分で傷をつけることを自損行為というわけですけども、この出動回数だけ見ても26回ぐらいあると思うんですね。以前だったら、私が議員になったばかりのころは、4回か5回ぐらいしかそういうのはなかったんですよ。しかし、今は本当にそれが数倍にもふえていっているという状況等々も私は見る中で、せっかくそういう自殺対策等々、そういったものにも使えますよということを言っている。大口町の中でも、自殺される人が決算の中でも4人もお見えになるような状況がある。そういうところにこそ、それこそ私は光を当てるべきじゃないかなあというふうに思うんですけども。今の光ファイバーに幾ら光を当てても輝かんと思うんですけども、むしろそういう、本当に住民生活の中で暗い部分に光を当てるというところに本当に交付金を使うかどうかということが、私はこの予算の中にかかっているんじゃないかなあというふうに私は思うんです。そういうことというのは検討されたんですか。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 吉田議員から2点御質問いただいたと解釈しております。

まず1点目は、児童クラブの関係です。

これにつきましては、従来から補助金以外に町の一般財源で事業を行ってきております。今回、毎年数字としては出してあるんですけど、交付をされていなかったものが交付をされたということで、これも一般財源であります。ですから、今回、財源補正は出ておりませんが、今まで一般財源で行ってきた事業のところの部分が特別交付税の対象になったということで、一般財源と一般財源だもんですから、財源補正の補正予算は出しておりませんが、

そこの中のお金が入れかわったということで、そのものが対象になったためにそこから出てきた一般財源を、やはり同じ子供たちの事業に要する南小学校の事業費に充てようとする基金の方へ今のところ積み立てをしたということで御理解をいただきたいと思います。

また、先ほどお話をいただいた設備の関係につきましては、今、当初予算査定をしておりますけれど、昭和50年の半ばから60年にかけて、いろいろと設備をつくってきておりますので、そういった施設も今修繕が必要な時期になってきております。そういった中で、修繕については、やはり細かくやっていこうという話をしておりますので、今お聞きした点につきましては、また主管課の方へ、私の方からも問いかけをしていきたいというふうに思います。

それから、ほかの事業について検討したかということでありますけれど、実際に政策推進課の中で、メニューについていろいろと、まず内部的に検討をいたしました。それから、実際に所管課の方へ、こういった事業ができないだろうかという問い合わせをしたものもございます。ただ、今回12月になって交付決定が来て、今年度中に、基本的には今年度中に事業を立ち上げる、もしくはめどをつけなければいけないということでしたので、今、御指摘のような事業につきましては、これもこれまで内部的に施策については話をしておりますけれど、これを今すぐ具体化するということは少し困難かなあということで、今回、先ほど総務部長からお話をいたしましたように、計画をしていたものを前倒しで行うということで対処をさせていただいております。

今、御指摘の点につきましても、先ほどの点と同じように、また今後、予算、また経営計画の中で、ヒヤリング等の中で投げかけをしていきたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 特別交付税の場合ですけれども、一般財源の中で、町の本当の一般財源と入れかわっただけなんだということなんですけれども、じゃあこれが補助金という形であつたら、またこういうことには多分ならんかったと思うんですよね。現実の話としては。もっと、その部分でお金がおりにてきているのであれば、その部分で私は使っていくべきじゃないかと。要するに、町は町で手当てしてあつたわけですので、その予算については。それに、その部分で余分に来ておるわけですから、その中でまず最初に、2,000万円も来てないですけれども、今の児童センターの部分では。来てないんだけど、しかし、その中の部分で何かやることはないのかということが、私は当然これは議論されてしかるべきだと思うんです。だから、それを行って、それでもまだお金があるんだということで、子供のことだもんだから、今後の学校建設のためにまた使わせてもらいますわという話なら、それはそれで私も理解のしよ

うがあると思うんですけれども、しかし、そういう議論がどうもあんまりされていなかったんじゃないかなあというふうに思うんです。ですから、今後の問題ですけれども、特別交付税というのは、いつもいつも来るものじゃないものですから、その場その場で、その場しのぎで対処しようといつもしてしまうわけですけれども、しかし、今後これをどういうふうにするのかということについては、やっぱり一定のルールを持たないと、毎回毎回こういうことに多分なっちゃうんじゃないかなあというふうに思うんです。ですから、そこら辺はやっぱりその使い方については検討する余地がまだあるんじゃないかというふうに私は指摘しておきたいと思います。

それからもう一つは、今の「住民生活に光をそそぐ交付金」ですけれども、今後も、例えば来年度もこういう交付金というのは出てくるんですかね。そういう見込みなんですか。これは一回こっきりで終わりのような交付金なんでしょうか。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 現在においては時限、まず1年ということで、先ほどの地域活性化交付金というものも1年、1年ということで、不連続の連続のような形になっておりますので、23年度以降は、これはどうなるかということは、施策的にもわかりませんし、政権的にもわかりませんので、私どもとしては、こういった経済情勢の中で、できるだけ安定した財政運営をということで、議員御指摘の点も、理解はある面できますけど、入ってくるか入ってこないかわからないお金を当てにして財政運営をするのではなくて、じっくり、できるだけ波を打たないような財政運営をしていきたいというふうには考えておりますので、また今後、国の状況等も見ながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（酒井久和君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） これをもって議案第1号の質疑を終了いたします。

議案第2号 大口橋架替工事（上部工）請負契約について、質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第2号の質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第1号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第6号）の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第1号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号 大口橋架替工事(上部工)請負契約について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第2号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長(酒井久和君) 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成23年第1回大口町議会臨時会を閉会いたします。

(午前10時15分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 酒 井 久 和

大口町議会議員 土 田 進

大口町議会議員 齊 木 一 三